

# 目 次

## 第1章 連結財務諸表の基礎知識

I. 総論	2
II. 連結の範囲	4
III. 連結決算日	5
IV. 連結の対象となる子会社の財務諸表	5

## 第2章 連結財務諸表作成の簿記一巡

I. 簿記一巡	7
II. 連結精算表	8
III. 個別財務諸表の組替・修正	9
IV. 連結修正仕訳	10

## 第3章 資本連結① 投資と資本の相殺消去

I. 投資と資本の相殺消去	12
II. 開始仕訳	22
III. 子会社の利益剰余金	28
IV. のれん	33
V. 非支配株主持分	41
VI. 子会社の剰余金の配当	56
VII. 連結精算表の作成	70

## 第4章 資本連結② 子会社の資産及び負債の時価評価

## 第5章 成果連結① ダウン・ストリーム

I. 総論	83
II. 資金取引	84
III. 商品売買取引	86
IV. 棚卸資産に係る未実現損益の調整	90

## 第6章 成果連結② アップ・ストリーム

I. 棚卸資産に係る未実現損益の調整	99
--------------------	----

## 第7章 持分法

I. 総論	112
II. 会計処理	116

# 第 1 章 連結財務諸表の基礎知識

## I. 総論

今日、ほとんどの大企業が多くの系列会社を抱え、国際化や多角化も子会社を通じて展開していることを考えると、個別財務諸表ベースの情報のみでは充分とはいえない。親会社の収益力や財務内容を正確に知るためには、**企業集団全体**の収益力や財務内容を表示する**連結財務諸表**の情報が必要となる。

♪ 一つの会社の内部には指揮命令系統があるよね。そうじゃないと会社は上手いこと経営できないからね。そこで、会社という組織自体は別々だけど、支配従属関係にある会社があるのなら、あたかも一つの会社とみなした方が実態に即すことが多いため、連結財務諸表が用意されているんだね！

## 1. 目的

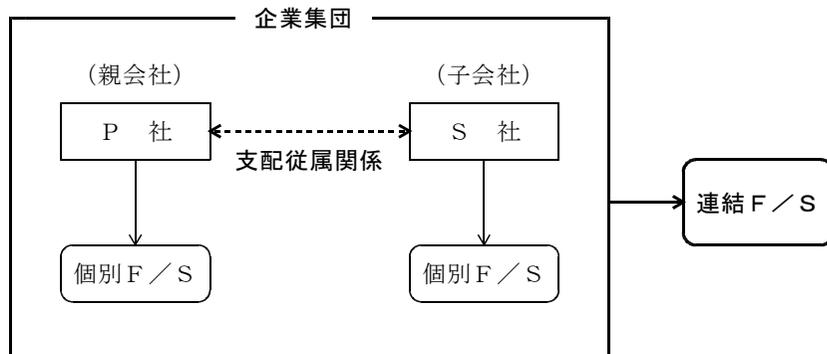
連結財務諸表とは、支配従属関係にある2つ以上の企業からなる企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を総合的に報告するために作成するものである。

法律的に独立している2つ以上の会社が経済的には同一会社の支配下に企業集団を形成しているような場合、子会社を親会社の支店又は事業部門と同様にみなして、親会社を中心とする企業集団の経営活動の実態を把握するために連結財務諸表が作成される。

例えば、販売子会社を持つ自動車メーカーの場合、親会社の在庫水準だけでなく、子会社の在庫水準も正確に見なければならない。親会社から子会社に対して支配力を背景に押込販売による売上を計上した場合には、親会社の在庫水準が適正水準であっても、子会社では在庫が急増している可能性があるからである。企業グループの観点では、このような押込販売による売上を計上できないようにしなければならない。

また、親会社の個別財務諸表のみでは、親会社を頂点とする企業集団の財政状態や経営成績を十分に表示することはできない。投資家の立場からすると、親会社の重荷になるような経営不振の子会社があるか等の重要な判断材料を、親会社の個別財務諸表からだけでは十分に得られない。

以上より、連結財務諸表は、親子会社関係にある企業集団を単一の組織体として認識し、その経済活動の実態を把握するための工夫であり、企業の利害関係者に対して、個別財務諸表では開示し得ない有用な財務的情報を提供するものである。



## 2. 種類

連結財務諸表には以下の5つがある。

- (1) 連結損益計算書
- (2) 連結貸借対照表
- (3) 連結株主資本等変動計算書
- (4) 連結キャッシュ・フロー計算書
- (5) 連結包括利益計算書

## II. 連結の範囲

連結財務諸表を作成するためには、支配従属関係にある会社から構成される企業集団の範囲を決定する必要がある。これには持株基準（形式基準）と支配力基準（実質基準）の2つの考え方があるが、現行制度上は、支配力基準が採用されている。

### 1. 子会社の範囲

#### (1) 定義

親会社とは、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関、以下、意思決定機関という）を支配している企業をいい、子会社とは、当該他の企業をいう。

#### (2) 支配力基準

他の企業の意思決定機関を支配している企業とは、次の企業をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる企業は、この限りでない。

##### ① 他の企業の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業

（注）議決権のある株式の名義が役員等会社以外の者となっても、会社が自己の計算で所有している場合には、当該会社が実質的に所有しているものとする。

##### ② 他の企業の議決権の過半数を自己の計算において所有していなくても、他の企業の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在する場合における企業

#### (3) 間接所有

親会社及び子会社、又は、子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合（間接所有）における当該他の企業も子会社とみなす。

♪ 子会社の子会社を孫会社と呼んだりするよ！

### 2. 連結の範囲

#### (1) 原則

親会社は、原則として、すべての子会社を連結の範囲に含める。なお、親会社及び連結される子会社（連結子会社）を連結会社という。

#### (2) 例外（連結除外）

##### ① 子会社のうち次に該当するものは、連結の範囲に含めないものとする。

a. 支配が一時的であると認められる会社

b. a以外の会社で、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社

##### ② 子会社であって、その資産、売上高等を考慮して、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲に含めないことができる。

♪ 連結の範囲に含まれない子会社を非連結子会社と呼んだりするよ！

### Ⅲ. 連結決算日

連結財務諸表の作成に関する期間は1年とし、親会社の会計期間に基づき、年1回一定の日をもって連結決算日とする。したがって、原則として**親会社の決算日が連結決算日**となる。

### Ⅳ. 連結の対象となる子会社の財務諸表

当期首又は当期末のいずれにおいて支配の獲得が生じたかにより、作成する連結財務諸表が異なる。なお、連結キャッシュ・フロー計算書は連結損益計算書が作成される期間と同一の期間について作成する。

#### 1. 当期首に支配を獲得した場合

支配を獲得した会計年度から、**すべての連結財務諸表**を作成する。

#### 2. 当期末に支配を獲得した場合

支配を獲得した会計年度においては、**連結貸借対照表のみ**作成する。なお、次期においては、**すべての連結財務諸表**を作成する。また、本テキストにおいては特段の指示がない限り、当期末に子会社株式を取得したものとみなしている。

♪ 期末に取得した場合、その期は財産（B/S）のみを全体で考えていくよ！